○総務省告示第三百九十一号

無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）別表第三号50の規定に基づき、平成二十二年総務省告示第三百七号（二〇〇MHz帯広帯域移動無線通信を行う無線局の送信設備の不要発射の強度の許容値を定める件）の一部を次のように改正する。

令和八年十月二十九日

総務大臣　藤井比早之

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後

周波数帯	不要発射の強度の許容値
［略］	［略］
二二二MHzを超え二三〇MHz以下	任意の一〇〇kHzの帯域幅における平均電力が三・二マイクロワット以下の値。ただし、陸上移動局又は携帯局の送信装置にあっては、任意の一〇〇kHzの帯域幅における平均電力が一マイクロワット以下の値
二三〇MHzを超え一GHz以下	1　空中線電力が一ワット以下の送信装置 任意の一〇〇kHzの帯域幅における平均電力が五〇マイクロワット以下の値 2　空中線電力が一ワットを超える送信装置 任意の一〇〇kHzの帯域幅における平均電力が二五マイクロワット以下の値
［略］	［略］

改正前

周波数帯	不要発射の強度の許容値
［同上］	［同上］
二〇七・五MHzを超え二一五MHz以下	［同上］
二二五MHzを超え一GHz以下	［同上］
［同上］	［同上］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

（施行期日）

1　この告示は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2　この告示の施行の際現に免許を受け、又は免許を申請している電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）第四条の四第二項第三号に規定する二〇〇MHz帯広帯域移動無線通信（以下「二〇〇MHz帯広帯域移動無線通信」という。）を行う無線局の無線設備の条件については、この告示による改正後の平成二十二年総務省告示第三百七号の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3　この告示の施行の際現に受けている二〇〇MHz帯広帯域移動無線通信を行う無線局の無線設備に係る電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第三十八条の二の二第一項に規定する技術基準適合証明又は同法第三十八条の二十四第一項に規定する工事設計認証（以下「技術基準適合証明等」という。）は、この告示の施行後においてもなお効力を有する。

4　この告示の施行の際現にされている二〇〇MHz帯広帯域移動無線通信を行う無線局の無線設備に係る技術基準適合証明等の求めの審査は、なお従前の例による。

5　前項の規定によりなお従前の例によることとされる審査により二〇〇MHz帯広帯域移動無線通信を

行う無線局の無線設備が受けた技術基準適合証明等は、この告示の施行後においても、なお効力を有する。